



ろうきょう通信

— 労供労組協事務局ニュース —

発行: 労供労組協事務局
〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 タブレット根岸 2F
TEL: 03-5603-7880 FAX: 03-5603-7265
E-mail: roukyo@union-net.or.jp
URL: <http://www.union-net.or.jp/roukyo/>

**供給・派遣の期間制限問題解決について、ヒアリング
労供組合に事業主性を認める方向性を件に示唆**

需給調整事業課松本課長と懇談

去る2月18日、労供労組協事務所（タブレット根岸2F）にて厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課の松本圭課長および同じく、手倉森一郎派遣・請負労働企画官と懇談を行いました。

労供労組協側は、真島勝重議長、横山南人事務局長および篠塚芳教電算労務局長の3名でした。

懇談の数日前に需給調整事業課、池田氏から松本課長が労供労組協にヒアリングをしたいことがあるとの電話があり、18日に懇談することになりました。

なお、需給調整事業課の課長は2月の人事異動で富田望氏から松本圭氏に替わっています。

最初に松本課長より、供給・派遣において派遣法における原則3年間の期間制限の問題について何か案はないかと聞かれました。

2014年1月に厚生労働省に要請した①派遣法における期間制限の例外化、昨年、需給調整事業課の吉田勉課長補佐との懇談で示した②供給と派遣を一体と見なして供給契約を行う、③労働者供給事業法の制定、の3つについて改めて話をしました。

その後松本課長から、労働組合も専従者など雇用することができるのだから、その延長で組合員を雇用することも可能ではないか、との話がありました。過去に、労供組合に事業主性を認めることができないとした理由は何だったのか、と聞かれたので、労働組合法との関係で労働組合に事業主性を認めることはできないとのことだったのではないかと回答しました。供給・派遣の仕組みができた1999年12月当時の需給調整事業課課長は現在職業安定局局長の生田氏であり、生田氏に聞くのが一番わかるのではないかと聞いたところ、生田局長とも話をしたとのことでした。

その後、労供組合に事業主性を認めることについての労供労組協としての意見を聞かれたので、労供労組協としての最初の要求が労供組合に事業主性を認めることだったので、歓迎する旨を話しました。

供給・派遣における期間制限の問題の解決について、厚生労働省としては労供組合に事業主性を認める方向で検討を行なうようです。

上記の①および③は法改正を伴う、②は無理がある、などの理由（が考えられる）で、法解釈だけで済む直接供給組合の事業主性を認めてしまおうということだと思います。

供給組合に事業主性が認められると、ハローワークへの求人、雇用調整助成金の利用、その他様々な公的機関の行う支援事業の活用など、これまでと違った事業展開が可能となります。

労供事業への新たな展望に繋がる事業主性が認められることは、労供組合にとって大変大きな成果となります。

現在行われている雇用仲介事業者等の在り方に関する検討会による議論の後、職安法の改正に向かうと思われませんが、その一環で労供組合が事業主性を持つことができるようになることを期待します。